

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 308 回

いよいよ平成 29 年も 3 月になりました。まさに今年最初の節目の時ですね。

3 月決算を迎える企業が多く、この 3 月の為替動向・株価の動きは、日本の企業業績にとって、影響の大きいものがあります。皆様、注意して見ていてください。

現状では、日本経済は緩やかな回復が続いていて、2016 年 10 月～12 月（円安の為、かなり景気も良かった時ですが）の実質国内総生産（GDP）は、前期比 0.2%増と四半期連続のプラスとなりました。ただ、これらは円安による輸出主導で、外需がけん引したためであり、相変わらず内需は振るいません。個人消費は、前期比 0.01%減と、小幅ながら四半期ぶりにマイナスとなりました。今の日本の特徴ですね。

買うものがないのか、買う資金がないのか、ポケモン等に使っているのか、しっかり分析して手を打たないと、厳しくなるばかりですね。

さらに、今政府がすすめている「働き方改革」で残業が減ると、また賃金が減少して個人消費が減るかもしれませんね。

ここで、我々事業家が進めることは、やはり生産性 UP です。これを行っていかないと、結局のところ競争に負けます。（労働）生産性は、付加価値額を従業員数で割って計算されます（付加価値額は、売上額から仕入・外注費等を差し引いた額です）。要は、従業員一人当たりの稼ぎ高です。売上高・売り上げ単価を増やし、逆に仕入・外注費等のコストをいかに効率よく下げるか、ですね！

従業員にも、しっかり効率的に働いてもらわなければなりませんね。

ちなみに、この生産性は、アメリカ等に比較して日本はまだかなり低いことが知られています。＜しっかりアクションをして頑張りましょう！＞

前田の《今人生を語る》第 213 回
めざめよ日本人 (135)

フランスでは、国民一人一人に”物を考えるか、哲学を学ぶこと”をナポレオンの時代から奨励しています。テレビ漬けになり、ポケモンに一生懸命になり、本を読まない日本人には考えられないことですね。

やはり、思考力・判断力・表現力を増し、自主性や独創力を磨いていかないと……。真面目にコツコツだけでは、結局は世界に負けてしまいます。これからの教育は大変重要ですね。会社でも戦っていきましょう！！

中小企業の設備投資を税制から後押しするため各種制度が創設又は延長されました。

①中小企業経営強化税制の創設

この制度は現行制度の中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）について対象設備を拡充し一定の器具備品・建物付属設備を追加したうえ創設されました。

・青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた者が、平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の間に一定の設備を取得等して、国内にある指定事業の用に供した場合には、その設備について、即時償却又は 7%の税額控除（資本金 3,000 万円以下は 10%の税額控除）の選択適用ができます。

・税額控除については、中小企業投資促進税制・商業・サービス業等活性化税制と合わせ、法人税額の 20%が上限となります。（控除限度超過額は 1 年間の繰越可能）

生産性向上設備（A 類型）

要件①中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定

要件②最新モデル要件を満たす生産性が旧モデル比年平均 1%以上改善する設備（工業会等の証明書などが必要）

収益力強化設備（B 類型）

要件①中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定

要件②投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備（投資計画については経済産業大臣の確認が必要）

対象設備

機械装置・・・1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上

工具・・・A 類型は測定工具・検査工具（1 台または 1 基の取得価額が 30 万円以上）

B 類型は 1 台または 1 基の取得価額が 30 万円以上

器具備品・・・1 台または 1 基の取得価額が 30 万円以上

建物付属設備・・・1 台または 1 基の取得価額が 60 万円以上

ソフトウェア・・・1 台または 1 基の取得価額が 70 万円以上

（A 類型は設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）

指定事業

指定事業は中小企業投資促進税制と商業・サービス業等活性化税制の対象事業に該当する事業。風営法の適用を受ける事業等は除かれます。

②中小企業投資促進税制から器具備品が対象外とされた上、2 年延長されます。

③商業・サービス業等活性化税制が 2 年延長されます。

この情報は平成 29 年度税制改正大綱の情報となります。今後国会に提出される法案等により内容が異なることもあります点をご留意ください。